

松 監 第 45 号
令和7年8月7日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市監査委員	関	聡
同	三 好	徹
同	大 谷	茂 範
同	松 尾	尚
	(公 印 省 略)	

令和6年度松戸市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された令和6年度松戸市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度松戸市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度松戸市健全化判断比率
上記の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

第2 審査の期間

令和7年7月2日から同年8月7日まで

第3 審査の手続

審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し、松戸市監査基準に基づき、適正に算定されているかを確認するために算定書類を照合し、審査を行った。

なお、審査にあたっては、関係職員の説明を求めたほか、当年度実施した例月現金出納検査等の結果をも参考とした。

第4 審査の結果

審査に付された次の令和6年度決算に係る健全化判断比率は、いずれも関係法令等に準拠して算定されており、算定書類を精査照合した結果、適正であると認められた。

○健全化判断比率

指 標	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— % (▲6.58 %)	— % (▲6.31 %)	11.25 %
② 連結実質赤字比率	— % (▲20.47 %)	— % (▲22.90 %)	16.25 %
③ 実質公債費比率	2.2 %	2.0 %	25.0 %
④ 将来負担比率	21.9 %	13.2 %	350.0 %

※ ①実質赤字比率②連結実質赤字比率の数値については、黒字になっていることから、当該比率が生じないため「— %」で表示している。
なお、() 内のマイナスの数値は参考として表示したものである。

第5 審査意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。